

対象者は3月25日(火)までに申請書を提出してください!

◆消費税率の引き上げに伴い

臨時福祉特別給付金が支給されます

本年4月から実施される消費税率の引き上げに伴い、政府では高齢福祉年金、特別障害者手当、児童扶養手当などの受給者と低所得の在宅寝たきり高齢者または、65歳以上の低所得の皆さんなどを対象に、臨時福祉特別給付金を支給することになりました。そこで、今月の広報お知らせ版の特集で、市民の皆さんへの支給に関する具体的な内容をお知らせします。

A 臨時福祉給付金の支給対象者は

臨時福祉給付金は、平成9年2月1日の基準日現在で、本年2月分の次に掲げる①～⑨のいずれかの年金または手当を受給できるかたが対象になります。

- ① 高齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
 - ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 特別児童扶養手当
 - ⑥ 特別障害者手当
 - ⑦ 障害児福祉手当
 - ⑧ 福祉手当(経過措置区分)
 - ⑨ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)
- なお、右記の①～⑨のいずれかに該当されるかたで、平成9年2月1日の基準日において、生活保護を受給

A
臨時福祉給付金
支給対象者一人につき
1万円

されているかたや、養護老人ホーム・身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所されているかたには、それぞれの制度から同額の一時金が支給されています。

B 臨時介護福祉金の支給対象者は

B
臨時介護福祉金
支給対象者一人につき
3万円

臨時介護福祉金は、平成9年2月1日の基準日現在で、平成8年度分の市民税所得割が非課税のかた(本人が他のかたの平成8年度分の市民税額の確定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたがお住まいの市民税所得割が非課税の場合に限ります)か、生活保護を受けているかたで次の①と②のいずれかに該当するかたが対象となります。

① 平成9年2月1日の基準日現在で、6か月以上(平成8年8月1日以前から継続して、寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上のかた(昭和7年2月1日以前に生まれたかた)
② 本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置区分)を受給できるかた。
ただし、右記の①と②のともに平成9年2月1日の基準日現在で、病院、

されません。なお、介護福祉金は、福祉給付金や特別給付金と異なり、寝たきりのお年寄りなどに対する在宅

介護の支援を目的に支給されるものであることから、同一人のかたが福祉給付金や特別給付金の支給要件に

該当する場合でも介護福祉金に加えて支給対象となります。

C 臨時特別給付金の支給対象者は

C
臨時特別給付金
支給対象者一人につき
1万円

臨時特別給付金は、平成9年2月1日の基準日現在で、65歳以上のかた(昭和7年2月1日以前に生まれたかた)で、平成8年度分の個人の市民税が非課税のかた(本人が他のかたの平成8年度分の市民税額の確定に際し、控除対象配偶者または扶養

親族となっている場合は、そのかたがお住まいの市民税が非課税の場合に限ります)が対象となります。ただし、A・臨時福祉給付金の対象者と生活保護受給者は特別給付金は支給されません。

臨時福祉特別給付金(A・臨時福祉給付金、B・臨時介護福祉金、C・臨時特別給付金)の支給を希望されるかたは、臨時福祉特別給付金支給申請書に必要事項を記入のうえ、左記の市役所担当窓口へ3月25日(火)までに提出をお願いします。なお、申請書は市役所担当窓口で用意してあります。A・臨時福祉給付金の対象者には申請書を郵送いたします。

**支給を受けるための
手続きは?**



診療所または老人保健施設に継続して3か月を超えて入院または入所(平成8年10月31日以前から入院または入所しているかた、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所しているかた、里親に委託されているかた、および養護委託をされているお年寄りのかた)には介護福祉金は支給

◆問い合わせと申請書の窓口担当は?

- 高齢者のかたは、高齢者福祉課へ内線172
- 障害者のかたは、障害福祉課へ内線178
- 児童扶養手当受給者は、児童福祉課へ内線169
- 高齢福祉年金・障害基礎年金などの受給者は、保険年金課へ内線153
- 原爆被爆者・生活保護などの対象者は、社会福祉課へ内線159・161